

## 満3歳児の利用料について

### 【 誕生月前 】

- 保育認定児外一般型定期預かり保育(17,600円)

### 【 誕生月後 】

- 利用者負担額(無償)＋施設維持費(2,000円)＋特定保育料(4,500円)－保護者補助金(各世帯ごと)
- 食材料費(4,500円)－食材料費免除(対象世帯のみ)

※施設維持費(2,000円)＋特定保育料(4,500円)－保護者補助金(1,800円)＋食材料費(4,500円)  
＝ 9,200円より多いことはありません。

### 【 誕生月 】 法定基準日数20日

- ①満3歳児利用者特定保育料 … 法定基準日数20日で除し、誕生日の前日から月末までの平日数(20日を超えない)を乗ずる。  
②保育認定児外一般型定期預かり保育利用料 … 法定基準日数20日で除し、20日から、誕生日の前日から月末までの平日数(20日を超えない)を引いた数を乗ずる。

$$= \frac{17,600}{20} * (20 - \text{満3歳児在籍日数}) + \frac{11,000}{20} * \text{満3歳児在籍日数} - \text{月額保護者補助金}$$

食材料費免除者は  $\frac{4,500}{20} * \text{満3歳児在籍日数}$  を更に引く。

- ※ 保護者補助金額や食材料費免除者は、町田市役所から本園に 誕生月の翌月 通知されます。その為、誕生月に 一度みなしで利用料を頂き、翌月に精算となります。